

## 新規型式手数料

産業技術総合研究所  
令和6年4月1日現在

計量法関係手数料令 別表第4（第2条、第4条関係）

特定計量器	1件についての金額
<b>タクシーメーター</b>	408,600円
<b>質量計</b>	
イ 非自動はかり	
(1) ひょう量が2t以下のものであって、検出部が電気式のもの	559,200円
(2) ひょう量が2t以下のものであって、検出部が電気式のもの以外のもの	
ひょう量が150kg以下のもの	307,000円
ひょう量が150kgを超えるもの	295,500円
(3) ひょう量が2tを超えるもの	763,900円
ロ 自動はかり	
(1) ホッパースケール	
ひょう量が100kg以下のもの	1,776,700円
ひょう量が100kgを超えるもの	1,998,700円
(2) 充填用自動はかり	
最大充填量(累積はかりにあつては「ひょう量」とする。以下(2)において同じ。)	
が100kg以下のもの	1,746,700円
最大充填量が100kgを超えるもの	1,938,700円
(3) コンベヤスケール	1,545,500円
(4) 自動捕捉式はかり	1,584,100円
ハ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	20,900円
<b>温度計</b>	
イ ガラス製温度計(口に掲げるものを除く。)	86,300円
ロ ガラス製体温計	81,100円
ハ 抵抗体温計	422,600円
<b>皮革面積計</b>	15,800円
<b>体積計</b>	
イ 水道メーター又は温水メーター	
(1) 表示機構が電気式のもの	403,100円
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	285,500円
ロ 燃料油メーター	
(1) 使用最大流量が1L/分以下のもの	309,200円
(2) 充填機構及び空気分離器と構造上一体となっているもの	440,200円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	344,700円
ハ 液化石油ガスメーター	440,200円
ニ ガスメーター	
(1) 表示機構が電気式のもの	523,600円
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	310,500円
ホ 量器用尺付タンク	83,200円
<b>密度浮ひょう</b>	
イ 耐圧密度浮ひょう	31,100円
ロ イに掲げるもの以外のもの	21,600円

<b>アネロイド型圧力計</b> イ アネロイド型圧力計(口に掲げるものを除く。) ロ アネロイド型血圧計 (1) 表示機構が電気式のもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	201,300円  284,000円 204,100円
<b>積算熱量計</b>	629,500円
<b>照度計</b>	769,100円
<b>酒精度浮ひよう</b>	21,600円
<b>浮ひよう型比重計</b>	21,600円
<b>備考</b> 上欄に掲げる特定計量器(タクシーメーター、質量計イ(1)及び(3)、体積計イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、アネロイド型圧力計イ、積算熱量計に限る。)について法第71条第2項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、右欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。 1 放射無線周波電磁界イミュニティ試験 121,300円 2 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 54,400円 3 サージイミュニティ試験 38,600円 4 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 82,700円	

※技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて型式承認の申請をする場合の減額  
上記の計量法関係手数料令 別表第4に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する下記の計量法関係手数料規則 別表第1に定める金額(当該試験が2以上ある場合には、その合計額。)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として20,600円を加えた金額とする。

計量法関係手数料規則 別表第1 (第4条第1項関係)

特定計量器	添えられた証明書に係る試験	1件についての減ずる金額
<b>一 非自動はかり</b> ひよう量が2t以下のものであつて、検出部が電気式のもの	1 耐久性能に係る試験	55,400円
	2 温湿度の影響に係る試験	175,400円
	3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	134,000円
	4 スパン安定性に係る試験	144,300円
	5 手数料令別表第四の備考で定める試験項目以外の電磁環境の影響に係る試験	75,500円
	6 手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験	
	・ 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	・ 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	54,400円
	・ サージイミュニティ試験	38,600円
・ ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	82,700円	
	7 1から5までに掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式	455,800円
	8 2及び3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式	216,700円
	9 2及び4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式	227,100円
<b>二 燃料油メーター</b> 充填機構及び空気分離器と構造上一体となっているもの	OIML適合証明書が添付されている場合	336,800円

**【上記 一 非自動はかりの場合】**

1 から 5 までに掲げる試験の結果の証明書及び 6 に掲げる試験のうち必要なすべての試験の結果の証明書(例:放射無線周波電磁界イミュニティ試験が該当)が添えられている場合の申請手数料は、下記のようなになる。

$$559,200\text{円} + 121,300\text{円} - (455,800\text{円} + 121,300\text{円}) + 20,600\text{円} = 124,000\text{円}$$

**【上記 二 燃料油メーターの場合】**

OIML 適合証明書が添付されている場合の申請手数料は、下記のようなになる。

$$440,200\text{円} + 121,300\text{円} - (336,800\text{円} + 121,300\text{円}) + 20,600\text{円} = 124,000\text{円}$$

## 承認型式手数料

産業技術総合研究所  
平成 29 年 10 月 1 日現在

### 計量法関係手数料規則 別表第 1 の 2(第 4 条関係)

特定計量器	1 件についての金額
<b>質量計</b> イ ひょう量が 2 t 以下の非自動はかりであって、検出部が電気式のものを除くもの ひょう量が 150 kg 以下のもの ひょう量が 150 kg を超えるもの ロ 分銅、定量おもり又は定量増おもり	 153, 500円 147, 700円 10, 400円
<b>温度計</b> イ ガラス製温度計(口に掲げるものを除く。) ロ ガラス製体温計 ハ 抵抗体温計	 43, 100円 40, 500円 211, 300円
<b>皮革面積計</b>	7, 900円
<b>量器用尺付タンク</b>	41, 600円
<b>密度浮ひょう</b> イ 耐圧密度浮ひょう ロ イに掲げるものを除くもの	 15, 500円 10, 800円
<b>アネロイド型圧力計</b> イ アネロイド型圧力計(口に掲げるものを除く。) ロ アネロイド型血圧計 (1) 表示機構が電気式のもの (2) (1)に掲げるものを除くもの	 100, 600円 142, 000円 102, 000円
<b>照度計</b>	384, 500円
<b>酒精度浮ひょう</b>	10, 800円
<b>浮ひょう型比重計</b>	10, 800円

# 承認型式手数料

産業技術総合研究所  
令和6年4月1日現在

## 計量法関係手数料規則 別表第1の3(第4条第2項関係)

特定計量器	試験	1件についての減ずる金額
タクシメーター	1 耐久性能に係る試験	48,300円
	2 耐振動性に係る試験	62,000円
	3 温度の影響に係る試験	126,200円
	4 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	5 4に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	41,600円
	6 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	82,700円
	7 1から6までに掲げる試験以外の試験	140,200円
	8 3及び7に掲げる試験を行う必要がない型式	153,100円
試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。		
非自動はかり イ ひょう量が2t以下 のものであって、検 出部が電気式のも の	1 耐久性能に係る試験	55,400円
	2 温湿度の影響に係る試験	175,400円
	3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	134,000円
	4 スパン安定性に係る試験	144,300円
	5 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	6 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	54,400円
	7 サージイミュニティ試験	38,600円
	8 5から7までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	75,500円
	9 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	82,700円
	10 2及び3に掲げる試験を行う必要がない型式	216,700円
	11 2及び4に掲げる試験を行う必要がない型式	227,100円
試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。		
非自動はかり ロ ひょう量が2tを超 えるもの	1 アナログロードセルの性能に係る試験	341,800円
	2 デジタルロードセルの性能に係る試験	569,200円
	3 指示計及びアナログデータ処理装置の性能に係る試験	429,300円
	4 ターミナル及びデジタルデータ処理装置の性能に係る試験	202,800円
試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。		

## 計量法関係手数料規則 別表第1の3(第4条第2項関係)

特定計量器	試験	1件についての減ずる金額
自動捕捉式はかり	1 温湿度の影響に係る試験	376,700円
	2 供給電源の影響に係る試験	141,000円
	3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	672,100円
	4 スパン安定性に係る試験	343,800円
	5 1から4までに掲げる試験以外の試験	227,100円
	6 1及び4に掲げる試験を行う必要がない型式	420,600円
	試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。	
水道メーター又は温水メーター (1) 表示機構が電気式的もの	1 耐久性能に係る試験	158,600円
	2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	3 サージイミュニティ試験	38,600円
	4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	114,400円
	5 1から4までに掲げる試験以外の試験	85,700円
	6 1及び5に掲げる試験を行う必要がない型式	185,300円
	試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。	
水道メーター又は温水メーター (2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 耐久性能に係る試験	155,300円
	2 1に掲げる試験以外の試験	82,500円
	試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。	
燃料油メーター (1) 使用最大流量が1L/分以下のもの	1 耐久性能に係る試験	133,800円
	2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	66,700円
	4 1から3までに掲げる試験以外の試験	107,900円
	5 1及び4に掲げる試験を行う必要がない型式	139,000円
	試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。	
燃料油メーター (2) 充填機構及び空気分離器と構造上一体となっているもの	1 耐久性能に係る試験	125,100円
	2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	97,800円
	4 1から3までに掲げる試験以外の試験	197,500円
	5 1及び4に掲げる試験を行う必要がない型式	238,900円
	試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。	
燃料油メーター (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1 耐久性能に係る試験	86,600円
	2 電磁環境の影響に係る試験	77,100円
	3 1及び2に掲げる試験以外の試験	122,800円
	4 1及び3に掲げる試験を行う必要がない型式	164,200円
	試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。	

計量法関係手数料規則 別表第1の3(第4条第2項関係)

特定計量器	試験	1件についての減ずる金額
液化石油ガスメーター	1 耐久性能に係る試験	125,100円
	2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	97,800円
	4 1から3までに掲げる試験以外の試験	197,500円
	5 1及び4に掲げる試験を行う必要がない型式	238,900円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	
ガスメーター (1) 表示機構が電気 式のもの	1 耐久性能に係る試験	166,100円
	2 耐振動性に係る試験	172,700円
	3 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	4 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	54,400円
	5 サージイミュニティ試験	38,600円
	6 3から5までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	115,000円
	7 1から6までに掲げる試験以外の試験	261,500円
	8 1,2及び6に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式	304,600円
	9 1,2及び7に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式	296,300円
試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。		
ガスメーター (2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 耐久性能に係る試験	124,200円
	2 1に掲げる試験以外の試験	186,900円
試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。		
積算熱量計	1 耐久性能に係る試験	444,200円
	2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	3 サージイミュニティ試験	38,600円
	4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	99,700円
	5 1から4までに掲げる試験以外の試験	112,700円
	6 1及び4に掲げる試験を行う必要がない型式	514,900円
	7 1及び5に掲げる試験を行う必要がない型式	455,400円
試験の減額が適用できる場合さらに 51,700円を減ずる。		

計量法関係手数料規則 第4条第2項関連

構造検定の方法のうち特定計量器検定検査規則第2章から第26章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式(分銅、定量おもり又は定量増おもり、ガラス製温度計、ガラス製体温計、皮革面積計、量器用尺付タンク、密度浮ひょう、騒音計、振動レベル計、濃度計、浮ひょう型比重計を除く。)については、51,700円とする。

※技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて型式承認の申請をする場合の減額

上記の計量法関係手数料令 別表第4に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する下記の計量法関係手数料規則 別表第1に定める金額(当該試験が2以上ある場合には、その合計額。)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として20,600円を加えた金額とする。

計量法関係手数料規則 別表第1 (第4条第2項第3号関係)

特定計量器	添えられた証明書に係る試験	1件についての減ずる金額
一 非自動はかり ひょう量が2t以下の ものであって、検出 部が電気式のもの	1 耐久性能に係る試験	55,400円
	2 温湿度の影響に係る試験	175,400円
	3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	134,000円
	4 スパン安定性に係る試験	144,300円
	5 手数料令別表第四の備考で定める試験項目以外の電磁環境の影響に係る試験	75,500円
	6 手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験	
	・ 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	・ 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	54,400円
	・ サージイミュニティ試験	38,600円
・ ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	82,700円	
7 1から5までに掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式	507,500円	
8 2及び3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式	216,700円	
9 2及び4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式	227,100円	
二 燃料油メーター 充填機構及び空気 分離器と構造上一体 となっているもの	OIML 適合証明書が添付されている場合	388,500円

【上記 一 非自動はかりの場合】

1から5までに掲げる試験の結果の証明書及び6に掲げる試験のうち必要なすべての試験の結果の証明書(例:放射無線周波電磁界イミュニティ試験が該当)が添えられている場合の申請手数料は、下記のようになる。

$$559,200円 + 121,300円 - (507,500円 + 121,300円) + 20,600円 = 72,300円$$

【上記 二 燃料油メーターの場合】

OIML 適合証明書が添付されている場合の申請手数料は、下記のようになる。

$$440,200円 + 121,300円 - (388,500円 + 121,300円) + 20,600円 = 72,300円$$